明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令（厚生労働七）　一

〔規　則〕
○原子力規制検査等に関する規則（原子力規制委一）　一〇
○原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（同二）　一五
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（同三）　三

〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務六）　九
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同七）　九
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同八）　一〇
○改良を実施すべき踏切道を指定した件（国土交通一九）　一〇
○特定悪臭物質の測定の方法の一部を改正する件（環境八）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録抹消関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　四四
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○厚生労働省令第七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信